

委託設計書					委託方法	単価契約
所属	街づくり部公園緑地課			設計年月日	令和 8年 月 日	
部長	審議監	課長	補佐	主幹	班	設計者
委託名称	公園枯れ枝除去等委託					
委託場所	松戸市市内一円					
年度科目	令和 8年度	委託期間		自 令和 8年 4月 1日 至 令和 9年 3月31日		
委託費計	一金	円(単価合計)			設計内容審査済	

内訳表

費目	工種	種別	細別	単位	数量	単価	金額	摘要
本委託費								
		造園工		日	1	(16.9868 %)		経費含む
		普通作業員		日	1	(15.9093 %)		経費含む
		軽作業員		日	1	(11.1555 %)		経費含む
		交通誘導員	B	日	1	(10.7118 %)		経費含む
		普通トラック	2t	日	1	(5.5869 %)		経費含む、労務費含まず
		リフト車	12m	日	1	(12.4095 %)		経費含む、労務費含まず
		リフト車	17m	日	1	(15.7181 %)		経費含む、労務費含まず
		クレーン付きトラック	4.0t積、2.9t吊	日	1	(11.0515 %)		経費含む、労務費含まず
		チーンソー	350 mm	日	1	(0.4706 %)		経費含む、労務費含まず
		小計				100.000 %		
		ごみ処理費		kg	1		16	
		委託費計						

第 1 表

造園工

1日当たり

名称	規格・寸法	単位	数量	単価	金額	摘要
造園工		人	1.0			R01
経費		%				
＊＊1日当たり＊＊						

第 2 表

普通作業員

1日当たり

名称	規格・寸法	単位	数量	単価	金額	摘要
普通作業員		人	1.0			R02
経費		%				
＊＊1日当たり＊＊						

第3表

軽作業員

1日当たり

名称	規格・寸法	単位	数量	単価	金額	摘要
軽作業員		人	1.0			R03
経費		%				
＊＊1日当たり＊＊						

第4表

交通誘導員

1日当たり

名称	規格・寸法	単位	数量	単価	金額	摘要
交通誘導員	B	人	1.0			R08
経費		%				
＊＊1日当たり＊＊						

第 5 表

普通トラック

1日当たり

名称	規格・寸法	単位	数量	単価	金額	摘要
軽油		L	23.4			T01
普通トラック損料	2t	h	6.0			M01
計						
経費		%				
＊＊1日当たり＊＊						

第 6 表

リフト車 12m

1日当たり

名称	規格・寸法	単位	数量	単価	金額	摘要
軽油		L	21.6			T01
リフト車損料	12m	h	6.0			M05
計						
経費		%				
＊＊1日当たり＊＊						

第 7 表

リフト車 17m

1日当たり

名称	規格・寸法	単位	数量	単価	金額	摘要
軽油		L	21.6			T01
リフト車損料	17m	h	6.0			M15
計						
経費		%				
＊＊1日当たり＊＊						

第 8 表

クレーン付きトラック 4.0t積、2.9t吊

1日当たり

名称	規格・寸法	単位	数量	単価	金額	摘要
軽油		L	31.8			T01
クレーン付トラック損料	4.0t積 2.9t吊	h	6.0			M12
計						
経費		%				
＊＊1日当たり＊＊						

第9表

チェーンソー 350mm

1日当たり

名称	規格・寸法	単位	数量	単価	金額	摘要
ガソリン	レギュラー	L	2.28			T02
チェーンソー損料	350mm	日	1.00			M06
計						
経費		%				
＊＊1日当たり＊＊						

公園枯れ枝除去等委託仕様書

本委託は、設計書、標準年間管理計画表、契約書によるものほか本仕様書による。

第1章 本委託業務の目的

1. 本委託業務は、公園緑地内の高木の枯れ枝や落下の危険性のある枝等を除去することにより、公園緑地を安全な状態に保ち、市民の安全で快適な利用に供することを目的とする。

第2章 作業区域

2. 管理区域は松戸市内全域の公園緑地とする。

3. 作業を実施する公園緑地及び対象樹木については、市担当者の指示による。

第3章 作業の内容

4. 作業実施時期

別紙標準年間管理計画表による。

5. 下記の枝について除去作業を行うこと。

(1)枯死している枝

(2)枯死には至っていないが、著しく葉が少ない、病気に侵されている等、回復が見込めない枝

(3)折れているが落下せずに高所に留まっている枝

6. 対象樹木について地上から枯れ枝等の位置を確認後、リフト車等を使用し除去すること。

7. 高所で作業を実施する際は、地上から確認できたものの他に、枯れ枝等がないか、対象樹木及び周辺樹木の調査を行い、枯れ枝等を確認次第、除去作業を行うこと。

8. 市担当者の指示があった際は、カラスの巣の撤去作業を行うこと。

9. ゴミの処理

本委託業務により発生するゴミ（枯れ枝等）については適正な処理をすること。また、処分したゴミの計量伝票（重量記載）の写しを、月毎の作業報告書と一緒に提出すること。

受託者は、枯れ枝等の運搬にあたっては、過積載防止を厳守するとともに、関係法令の定めに従うこと。

第4章 その他

10. 作業時間

作業時間は当日の作業に要する時間に加え、作業の準備に要する時間、作業の後片付けに要する時間を含めた時間とし、昼休み1時間を除いた計8時間とする。

作業の開始時間と終了時間は、原則として午前8時から午後5時とするが、市が認めた場合は変更することができる。

11. 作業の休日

原則として国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）及び松戸市の休日を定める条例に規定する休日は作業を実施しないものとする。ただし、市が必要と認めた場合はこの限りではない。

また、夏期休暇・年末年始休暇等長期休暇については、休暇開始日の10日前までに、市の指定書式に委託件名・休暇期間・緊急時の連絡先（メイン・サブ2名程度）・その他必要な情報を記入し提出すること。

12. 作業班の基本構成

作業班の基本構成は、造園工1人、普通作業員2人、軽作業員1人、リフト車1台、トラック1台とする。なお、作業上の都合により人数や使用機械の変更が必要な場合は、事前に市担当者と協議し、承諾を得ること。

13. 年間予定数量

予定数量は下表のとおりとする。なお数量は台風等の災害の有無、苦情・要望の件数等により増減する。

種 別	数 量
造園工	36人
普通作業員	44人
軽作業員	20人
トラック	29日
リフト車(12m)	4日
リフト車(17m)	1日
クレーン付きトラック	2日
チェーンソー	58日
ごみ処分量	34,483kg

14. 作業報告

作業を実施する日は、必ず朝9時30分までに市担当課まで連絡し、当日の作業内容を報告し、必要に応じ指示を受けること。その後現場の状況などにより、作業内容等に変更が生じる場合は、その都度市担当者に報告すること。

また、作業終了時にはその日の作業状況について報告し、必要な場合は翌日の指示を受けること。

報告書の作成に当たっては、作業日毎に、作業日報及び当日の代表的な作業の作業前・中・後の写真帳を作成し、各月末締めとしたものを翌月に提出すること。なお、作業日報には下記のことを明記すること。

- ・委託名称
- ・作業日
- ・作業時間
- ・天気
- ・作業班構成
- ・作業場所
- ・作業内容
- ・ゴミの処理（重量、内容、搬出先）
- ・市連絡担当者氏名

15. 記録写真

(1)作業を行う公園・緑地（複数箇所で作業の場合はうち1箇所）にて、以下に示す内容が確認できるような記録写真の撮影を実施すること。記録写真は1日当たり1枚以上とする。

- ・作業人員の作業状況（撮影者を除く）
- ・ヘルメットや安全帯の着用等の安全対策
- ・作業している公園・緑地名（景色が広く写るように撮影、園名板を撮影等）

(2)上記撮影に際しては、以下に示す項目を黒板等に明記し、被写体とともに写し込むこと。

- ・委託名称
- ・作業場所（公園・緑地名）
- ・作業内容
- ・撮影日

(3)撮影した記録写真は電子媒体または紙媒体で当該委託の翌年度末まで整備・保管しておくこと。

16. 作業内容による業種指定

(1)造園工

作業の監督、枯れ枝等除去作業及び作業車の運転等

(2)普通作業員

作業の監督、枯れ枝等除去作業における造園工の作業補助及び作業車の運転等

(3)軽作業員

造園工、普通作業員の作業補助等

(4)交通誘導員

作業区域における車両、歩行者等の誘導

17. 降雪・凍結対策

冬期の降雪や路面凍結時にも出動できるように、タイヤチェーン等を装備すること。

18. 安全対策

受託者は関係法規の定めるところにより、常に安全管理に必要な処置を講じ、労働災害の防止に努めること。また、第三者に業務による損害を与えないよう十分な対策を講じること。

作業に従事する者は、必要に応じてヘルメット、安全靴、安全帯、保護眼鏡等作業に適した保護具を着用し、安全対策を講じること。また、必要に応じ、市担当者と協議のうえ交通誘導員を配置すること。

作業の実施に影響を及ぼす事故、人身に損傷を与えた事故、または第三者に損害を与えた事故等が発生した場合は、受託者の責任において所要の措置を講じるとともに、事故の状況を遅滞なく市担当者に報告すること。

なお、近年夏期が猛暑となることが多いことを鑑み、熱中症対策については、特に留意すること。

19. 関係法規の遵守

受託者は業務遂行にあたり、関係法令、条例及びその他諸規定を守り、作業の円滑な進捗を図るものとする。

20. 疑義の解決

受託者は、契約に定める事項について疑義を生じた場合は発注者と協議をすること。

21. 地元住民の対応

受託者は、業務に関し、地元住民等から要望などがあったとき、または交渉を要するときには、遅滞なく市担当者に報告し、指示を受けること。

22. 本仕様書に記載のない事項

本仕様書に定めのない事項は市担当者の指示によるものとする。

公園枯れ枝除去等委託 標準年間管理計画表

案 内 図



松戸市市内一円

